

令和 2 年 5 月 22 日

保護者のみなさま

千代田区教育委員会事務局子ども部
子ども支援課長 新井 玉江

令和 2 年 6 月以降の保育園等の運営について（お願い）

保護者・園児のみなさまには緊急事態宣言の発出に伴う、保育園等の原則休園にご協力いただきありがとうございます。

5 月末日までとされております緊急事態宣言につきましては、その期日までに解除される見込みとなりました。解除に伴い、区内の保育園等におきましては予定どおり 5 月 31 日をもって原則休園の措置を終了し、6 月 1 日から給食の提供や延長保育も含め通常の保育運営を再開する予定としております。

しかしながら、解除後も当面の間は感染に関して十分な配慮が必要と想定されるため、感染拡大防止の観点から各保育園等における運営につきましては以下のとおりといたします。

本区といたしましても各保育園の感染防止の支援をさらに進めてまいりますので、ご不便をおかけいたしますがご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本方針は、今後の国・東京都の方針や感染状況をふまえ、対応が変更となる場合があります。その場合は、また、お知らせいたします。

1 保育園等での対応について

これまで同様、園内の清掃、消毒につきましては細心の注意を払い実施いたします。職員については、飛沫感染を防止するためマスクの着用、手洗いの励行等を継続いたします。しかしながら、ウイルスを完全に除去することは非常に困難です。また、保育の中で「3 密」の状態を避けるよう工夫してまいります。また、「3 密」の状態全てを解消することは困難と思われるので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2 園児の登園について

緊急事態宣言が解除された後も保育園において感染者が発生した場合には原則 2 週間の休園といたしますので、感染防止のためにも登園にあたり体調のすぐれないお子さまについては、登園を控えていただくようお願いいたします。また、従前もお願いしておりますが、登園される際には連絡帳等により朝の体温や体調、特に連絡すべきことなどについてご連絡ください。

3 登園の自粛に伴う保育料や在籍措置について

引き続き登園を控えていただくことが可能な場合はご協力をお願いいたします。また、園における密集を避けるため可能な方は保育時間の短縮にご協力ください。なお、段階的に保育を行うため、2週間程度は、基本保育時間にご協力ください。

登園の自粛にご協力いただける方につきましては、5月中に各保育園等へお申し出ください。お申し出いただいた方につきましては、4月・5月と同様に保育料の減額措置を当面継続して行います。また、お申し出ていただいた期間につきましては、2ヵ月以上登園のない場合に退園とする扱いの期間から除外いたします。

《問い合わせ》

千代田区教育委員会事務局

子ども部子ども支援課運営支援係

Tel : 03-5211-4229

Fax : 03-3264-3988

Mail : kodomoshien@city.chiyoda.lg.jp